

相模原市監査委員公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成29年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成31年3月27日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 江 成 直 士

同 小 野 弘

1 特定の事件（平成29年度）

相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

相模原市の外郭団体（12団体）及び関係各課

3 措置に係る通知

市長から通知があった日 平成31年3月19日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>1.【公益財団法人相模原市産業振興財団】</p> <p>(1)市の産業振興財団に対する委託事業</p> <p>成果物である業務実績報告書には、総合的な支援体制に関する記述はない。補助金の申請支援など個別の企業に対する支援が大半である。業務仕様書に記載された業務内容が、仕様書通りに適切に実施されたのであれば、その結果が業務報告書に反映されるべきであり、適切に実施されていないのであれば、委託費の返還を求めるべきである。</p> <p>「ものづくり中小企業に対する支援」と「各種情報収集及び連携体制構築」は、少なくとも見積書においては業務別に見積もられるべきものである。随意契約を前提に業務仕様書を作成すべきではない。</p> <p>事業の成果について記載がなければ、当事者（所管課と産業振興財団）以外の第三者には業務が適切に行われたかどうか</p>	<p>1.【公益財団法人相模原市産業振興財団】</p> <p>(1)市の産業振興財団に対する委託事業</p> <p>本市工業は県内では横浜、川崎に次ぐ規模を誇り、製造品出荷額等は約1兆1,000億円であり全国でも有数の工業都市となっている。「ものづくり企業総合支援事業委託」は、本市において、製造業の9割以上を占める中小企業を訪問し、それぞれの企業の経営課題の解決に向けた具体的な支援を行う事業であり、その事業内容は、製造ラインへのロボット導入の相談に対する専門家の紹介、生産性を向上させるために設備導入へ補助金を交付する国の制度の採択支援や、大学の研究室との共同研究に向けたマッチングなど様々である。</p> <p>本事業で得られる成果は、個々の企業の課題や相談内容によって多種多様であり、数値化することが難しいものや当該年度中に具体的成果とはならないものも</p>

かは不明である。契約自体が随意契約に基づいて行われており、仕様書も業務量等が明確となっていない。契約金額の妥当性は、仕様書や業務実績報告書から説明がつくものではない。当事者間で納得のいくものであっても、第三者からは見れば不明なものであり、行政の透明性から逆行するものである。

仕様書を競争入札に付す時と同様に適切に作成し、仕様書の業務内容にある成果を業務実績報告書に記載を求め、業務が適切に行われたものであることを記録に残すようにすべきである。

(報告書 113 頁～120 頁)

(2) 不適切な随意契約

所管課が作成した業務仕様書や委託先である産業振興財団が作成した業務実績報告書からは、随意契約とせざるを得ないという専門性は認められず、また、ネットワークについては、業務実績報告書に記載そのものがないため判断のしようがない。

委託事業のなかの専門家派遣の業務についても相模原市の団体では、中小企

多いので、契約時においてあらかじめ得られるべき成果を設定することや、当該年度に得られた成果を画一的に評価することは難しい。

しかしながら、業務量の明確化を図るため平成30年度の仕様書からは、週1回の打合せや、目標とする訪問企業数と訪問回数を定量的指標として明記し、見積書には人件費単価と活動回数目標を明記するとともに、平成29年度の実績報告については、「各種情報収集及び連携体制構築」の項目を新たに追加し、出席した会議名と目的を明記することに改めた。

また、「ものづくり中小企業に対する支援」と「各種情報収集及び連携体制構築」は、平成30年度の見積書から、それぞれの人件費を区分した積算書を添付することとし、精算を行えるように改めた。

(2) 不適切な随意契約

「ものづくり企業総合支援事業委託」は、市内中小企業の経営課題解決に向けた具体的な支援を行うために、中小企業診断士など、企業支援の専門知識やノウハウを有する職員が市内中小企業に訪問し、経営課題を把握・解決するものである。

企業を訪問し、製造現場や商品等を確認しながら、幅広い分野への知見から課

業診断士、弁理士、デザイナー等が対応しているが、横浜市や川崎市の団体では、窓口相談ではあるが、法律、労務、総務、IT等の各専門家が対応している。経営課題の把握や経営課題解決といった目的に照らし合わせると、中小企業に対して提供するサービスに再考の余地があると考ええる。

(報告書 122 頁 ~ 123 頁)

(3) 補助金の過大支払

補助金以外に収入があるとはいえ、これらは市からの補助事業または受託事業に付随して得られたものである。これらの収入を除いて必要とされる補助金の額を決定すべきではない。市は、産業振興財団の内部留保(当期一般正味財産増減額)となった金額のうち収益事業等会計を除いた額 7,489 千円(当期一般正味財産増減額(8,090 千円)から収益事業等会計の当期一般正味財産増減額(601 千円)を控除した金額)の返還を求めるべきである。

(報告書 126 頁 ~ 128 頁)

題解決の道筋を模索するという点で、法務、会計等の相談窓口とは専門性の方向性が異なる。

しかしながら、随意契約の理由としてあげた「高い専門性」という文言からは、必要とする専門性の方向性が読み取りにくかったことを勘案し、平成 29 年度の契約からは「業種や事業段階に応じたきめ細かな支援が提供できる」ことや、「市内企業の展示会出展や国等の競争的資金の獲得に関する豊富な支援実績を有している」という専門性に関する記載を随意契約理由に明記するよう改めた。

(3) 補助金の過大支払

産業振興財団の内部留保となった金額のうち収益事業等会計を除いた額 7,489 千円から、補助事業又は受託事業に付随していない産業振興財団独自の収益である基本財産受取利息及び特定資産受取利息の合計 1,067 千円を除いた 6,422 千円の返還を求め、平成 30 年 5 月 23 日に返還を受けた。